平成２８年（フ）第３４８号
岡山市北区建部町川口756
破産者　株式会社コスモ・ゼロエミッション
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８１号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番55号セルフィーガーデン中山201号室
破産者　本銅　昭二
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１８７号
札幌市豊平区月寒東１条８丁目１番11―501号、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通２丁目南８番10―1101号
破産者　高橋ゆかり（旧姓森川）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９号
青森市浪岡大字浪岡字若松22番地
破産者　塩崎　敏範
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１２３号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目20番17―405号、旧住所青森県弘前市大字土手町153番地
破産者　石岡　千永
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５７５号
仙台市太白区西中田６丁目５番７号　ハイツひまわり６
破産者　菅原るり子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５８６号
仙台市青葉区桜ケ丘２丁目10番23号
破産者　荒川　　孝
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５８７号
仙台市青葉区桜ケ丘２丁目10番23号
破産者　荒川　順子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
秋田市飯島鼠田１丁目11番１号　イニシアティブｉｉｊｉｍａ101号
破産者　小松　澄江（旧姓伊東）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４３号
群馬県前橋市下大島町1106番地５
破産者　黒飛　　健
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１８号
埼玉県鴻巣市上谷2128番地　203号室　旭科学内
破産者　五十嵐力男
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
埼玉県新座市野火止５丁目18番22―201号、旧住所埼玉県新座市栄４丁目７番17―506号
破産者　江守　　斉
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
埼玉県川口市大字赤山322番地の６、破産手続き開始決定時の住所埼玉県川口市前川町４丁目198番地
破産者　五十嵐正則
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６９号
埼玉県新座市栄３丁目６番34号　グリーンハイツ306号室
破産者　三浦　勇治
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３１号
さいたま市見沼区大字蓮沼134番地１　五反田ガーデン201、旧住所埼玉県春日部市備後東４丁目10番17号
破産者　浜谷　雅人
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９５号
埼玉県加須市久下１丁目29番地３
破産者　熊谷　浩之
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３２号
埼玉県川口市柳崎４丁目30番２―1002号　フォレストリア東浦和
破産者　鈴木　保弘
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９６号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂172番地の２、住民票上の住所静岡県賀茂郡南伊豆町手石665番地の２　パステル105号
破産者　兵頭　　実
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部